

# 第 6 期 幌加内町分別収集計画

《平成 22 年度》

幌 加 内 町

## 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本方針	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	7
《資 料》	8

# 幌加内町分別収集計画

平成 22 年 6 月 1 日

## 1. 計画策定の意義

幌加内町では幌加内町第 6 次総合振興計画において「元気な人、豊かな大地、ともに歩む協働のまち」を町の将来像として計画における基本構想を基に具体的な施策を進めており、廃棄物の処理については、基本目標にある「自然にやさしい安全でうるおいのあるまち」に位置付けられ、リサイクルの促進と施設の整備拡充を図り、廃棄物処理を推進しているところである。

快適で住みよい生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会構成を成す各主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本町の廃棄物処理施設は、平成 13 年より管理型の最終処分場を稼働させてきたが、6 年が経過した時点で 50%程度の残余容量となり、当初の計画より早い段階で使用の限界が来ることが予想されたため、埋立地の延命化を図ることを目的に焼却施設の建設をし、平成 19 年 11 月より稼働させているところである。

本計画は、そのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することで、廃棄物全体量はもちろんのこと、最終処分量の削減を図るために、町民・事業者・行政のそれぞれの役割や具体的な方策を明確にし、すべての関係者並びに関係機関が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、一般廃棄物の減量化と最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られることにより、循環型社会が構築され「元気な人、豊かな大地、ともに歩む協働のまち」の実現を目指すものである。

## 2. 基本方針

本計画を実施するに当たっての基本方針を以下に示す。

① 廃棄物の処理に由来する環境負荷を低減するため、廃棄物をそのまま処理する構造から『3R』

- 1) Reduce (リデュース) … ごみの排出抑制
- 2) Reuse (リユース) … ごみの再利用
- 3) Recycle (リサイクル) … ごみの再資源化

の自主的で持続的な構築を目指す。

② 役割を明確にし、3R を促進するためにそれぞれの役割を担う。

- 1) 町 民 … 排出の抑制・再資源化商品購入・分別の徹底など
- 2) 行 政 … 3R 及びグリーン購入普及啓発・ごみの分別収集など
- 3) 事業者 … 包装の簡素化・マイバック持参の推進など

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とする。ただし、社会経済状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、3 年ごとに見直しをおこなうこととする。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第 8 条第 2 項第 1 号)

年 度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
容器包装廃棄物	67.6 t	67.0 t	66.4 t	65.6 t	64.8 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

方 策 名	内 容
1) 環境教育・啓発活動の充実	学校や地域社会の場において、ごみ処理施設の見学やごみの現状やごみ処理に係る経費について学習する機会を提供し、ごみの減量化とリサイクルの重要性についての情報提供を行い、町民に対する意識の高揚を図る。 また、容器包装廃棄物の分別収集の重要性と排出の抑制等について、具体的な啓発活動を行う。
2) 過剰包装の抑制及びレジ袋の持参促進	流通・販売の段階から、簡易包装やマイバックの持参を推進し、ごみの減量化への普及啓発に努める。
3) 再生資源を原材料とした商品の積極的な利用の促進	使い捨て商品から、環境に配慮した商品やリサイクル製品の購入・活用を積極的に取り入れるよう推進する。
4) ごみ集積所の充実	集積所の老朽化等による更新について、設置補助金を今後も継続し、設置にかかる経費の自治区（町内会）負担を軽減し、町民が使いやすく、また衛生的な施設管理が出来るよう推進する。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町有施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄とする。

分別収集する容器包装の種目		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製 の容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無色のガラス製容器</li> <li>・茶色のガラス製容器</li> <li>・その他のガラス製容器</li> </ul>	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、 段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料・しょうゆを充てんするためのも		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製の 食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物  
 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務  
 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	7.2 t		7.0 t		6.8 t		6.7 t		6.5 t	
主としてアルミ製の容器	5.3 t		5.2 t		5.0 t		4.9 t		4.8 t	
無色のガラス製容器	(合計) 2.9 t		(合計) 2.8 t		(合計) 2.7 t		(合計) 2.7 t		(合計) 2.6 t	
	(引渡) 2.9 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 2.8 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 2.7 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 2.7 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 2.6 t	(独自処理) 0.0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 6.2 t		(合計) 6.0 t		(合計) 5.9 t		(合計) 5.8 t		(合計) 5.6 t	
	(引渡) 6.2 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 6.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.9 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.8 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.6 t	(独自処理) 0.0 t
その他のガラス製容器	(合計) 6.2 t		(合計) 6.0 t		(合計) 5.9 t		(合計) 5.8 t		(合計) 5.6 t	
	(引渡) 6.2 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 6.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.9 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.8 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.6 t	(独自処理) 0.0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.5 t		0.5 t		0.5 t		0.4 t		0.4 t	
主として段ボール製の容器	29.8 t		29.0 t		28.3 t		27.6 t		26.9 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 0.0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 5.8 t		(合計) 5.6 t		(合計) 5.5 t		(合計) 5.3 t		(合計) 5.2 t	
	(引渡) 5.8 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.6 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.5 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.3 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 5.2 t	(独自処理) 0.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2.0 t		(合計) 1.8 t		(合計) 1.8 t		(合計) 1.8 t		(合計) 1.8 t	
	(引渡) 1.0 t	(独自処理) 1.0 t	(引渡) 0.9 t	(独自処理) 0.9 t	(引渡) 0.9 t	(独自処理) 0.9 t	(引渡) 0.9 t	(独自処理) 0.9 t	(引渡) 0.9 t	(独自処理) 0.9 t
(うち白色トレイ)	(合計) 1.0 t		(合計) 0.9 t		(合計) 0.9 t		(合計) 0.9 t		(合計) 0.9 t	
	(引渡) 1.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.9 t	(独自処理) 1.0 t	(引渡) 0.9 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.9 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.9 t	(独自処理) 0.0 t

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み、人口変動率は、過去4年間（平成18年度から平成21年度）の変動実績値を採用し、次のとおり設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1,636人 (対前年度比) 97.5%	1,595人 (対前年度比) 97.5%	1,555人 (対前年度比) 97.5%	1,516人 (対前年度比) 97.5%	1,478人 (対前年度比) 97.5%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、PTA・小・中・高等学校の児童生徒・市街婦人会・老人クラブ等の団体、あるいは販売店が取り組もうとする自主的・集団的な回収については、支援を検討する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による定期収集	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期収集	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町による定期収集 販売店・団体回収	町
	段ボール	段ボール	町による定期収集	町
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	委託業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	町による定期収集	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	町による定期収集	町

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

ガラスびん・ペットボトルについては、民間委託業者の保管コンテナに一時保管し、業者において自社施設へ輸送した後、選別・圧縮をおこなう。

缶については、圧縮した後、スチール缶・アルミ缶に選別し、粗大系ごみ用ストックヤードに保管、段ボール・飲料用紙パック・白色トレイその他プラスチック製容器包装については、廃貨物車の荷台を利用したコンテナに一定量ストックし、民間業者において選別・圧縮をおこなう。

- ・施設の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様 (形状、形式、能力、数量等)
排 出	各地区集積場所 ※各自治区・町内会設置	廃貨物車・車用廃コンテナ (形状・能力については、それぞれ異なる)
収集・運搬	収集車両	4 t 塵芥車 (プレス式) 4 t 貨物車 (移動式クレーン付) 2 t 貨物車 (パワーゲイト付)
選別・保管	その他の選別施設・保管施設	紙類保管コンテナ (50m <sup>3</sup> ) 発泡類保管コンテナ (25 m <sup>3</sup> ) 粗大系ごみ用ストックヤード

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

町民や事業者の意見・要望を幅広く反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進する。

また、容器包装廃棄物の分別収集を積極的に推進する団体・事業者等に対しては今後も支援の検討をおこない、排出する集積場所についても、衛生の保持と景観保全のため、老朽化したもの等については、自治区及び町内会の意向を踏まえ、順次更新及び規格の統一を図っていく。

## 《資 料》

### 1. 人口の推移と1人あたりのごみ量の算出

年度	人 口	比率	ごみ量	1人あたり
18	1,878人	98.8%	522.26 t	890g/日
19	1,815人	96.6%	498.43 t	750g/日
20	1,790人	98.6%	346.39 t	530g/日
21	1,721人	96.1%	504.96 t	804g/日
22	1,678人	97.5%	492.34 t	804g/日
23	1,636人	97.5%	480.03 t	804g/日
24	1,595人	97.5%	468.03 t	804g/日
25	1,555人	97.5%	456.33 t	804g/日
26	1,516人	97.5%	444.92 t	804g/日
27	1,478人	97.5%	433.80 t	804g/日

※ 人口については、各年度の末日（3月31日現在）の数字を使用

※ 比率については、過去4年間の平均値を使用

### 2. 特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法

$$\boxed{\text{特定分別基準適合物等の量の見込み}} = \boxed{\text{過去4年間の特定分別基準適合物等の収集実績}} \times \boxed{\text{人口変動率}}$$

容器包装 廃棄物の種類	年 度 ごみの量 (t)	比率 (%)	H23	H24	H25	H26	H27
			480.0	468.0	456.3	444.9	433.8
スチール製容器		1.50	7.20	7.02	6.84	6.67	6.51
アルミ製容器		1.10	5.28	5.15	5.02	4.89	4.77
無色のガラス製容器		0.60	2.88	2.81	2.74	2.67	2.60
茶色のガラス製容器		1.30	6.24	6.08	5.93	5.78	5.64
その他の色のガラス製容器		1.30	6.24	6.08	5.93	5.78	5.64
飲料用紙製容器包装		0.10	0.48	0.47	0.46	0.44	0.43
ダンボール		6.20	29.76	29.02	28.29	27.59	26.90
その他の紙製容器包装		0	0	0	0	0	0
ペットボトル		1.20	5.76	5.62	5.48	5.34	5.21
その他プラスチック製容器包装		0.40	0.96	0.94	0.91	0.89	0.87
うち白色トレイ		0.20	0.96	0.94	0.91	0.89	0.87
<b>合 計</b>		<b>13.70</b>	<b>65.76</b>	<b>64.12</b>	<b>62.52</b>	<b>60.95</b>	<b>59.43</b>